

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第 6 号

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成22年佐賀県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（市町が処理する事務の範囲） 第 2 条 条例第23条の 3 に規定する人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。 （1） 扶養手当に関する規則（昭和61年佐賀県人事委員会規則第 1 号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略 イ <u>規則第 5 条</u>の規定により、条例第10条第 2 項の扶養親族たる要件を具備するかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを確認すること。 （2）・（3） 略	（市町が処理する事務の範囲） 第 2 条 条例第23条の 3 に規定する人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。 （1） 扶養手当に関する規則（昭和61年佐賀県人事委員会規則第 1 号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略 イ <u>規則第 6 条</u>の規定により、条例第10条第 2 項の扶養親族たる要件を具備するかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを確認すること。 （2）・（3） 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。